

自治基本条例の一部を改正する条例（素案）に関するパブリックコメントの結果について

1 意見募集期間 平成26年9月29日～平成26年10月28日

2 意見募集結果の公表日 平成26年12月1日

3 ご意見の提出状況

(1) ご意見を提出された方の人数 29名

(2) ご意見の件数 96件

(3) 意見内訳

質問箇所（章・条）	件数
条例全体に関する意見	6件
第1章 第2条（定義）	13件
第3章 第24条（危機管理）	1件
第4章 第28条（青少年・子どもの参画）	13件
第5章 第32条（地域コミュニティ活動）	1件
第5章 第34条（コミュニティ活動の連携）	1件
第6章 第35条（区におけるまちづくり）	22件
第6章 第36条（組織体制の整備等）	1件
第5・6章 第34・35・36条の総括意見	1件
第7章 第38条（住民投票の請求及び発議）	10件
第8章 第40条（自治推進委員会）	9件
第8章 第41条（最高規範性）	15件
第8章 第42条（条例見直し）	1件
その他	2件

4 提出されたご意見とそれに対する本市の考え方提出されたご意見 (内訳)	別紙のとおり
【対応1 (補足修正)】	
ご意見を踏まえて素案を補足修正または追加記載したもの	2件
【対応2 (既記載)】	
既にご意見の趣旨、考え方を盛り込んでいる、あるいは同種の記載をしているもの	4件
【対応3 (説明・理解)】	
市としての考えを説明し、ご理解いただくもの	85件
【対応4 (事業参考)】	
素案には盛り込めないが、事業実施段階で考慮すべき事柄として今後の参考とするもの	3件
【対応5 (その他)】	
素案に対する意見ではないが、意見として伺ったもの	2件

5 提出されたご意見とそれに対する本市の考え方

NO	項目	ご意見等の内容	本市の考え方	対応内訳
1	全体	<p>条文中の「自治」を全て「まちづくり」に訂正してほしい。地方自治は地方自治体と住民の代表である地方議会が担っており、自治基本条例とそれに基づく自治推進委員会はいわゆる「まちづくり」活動に限って作用しているのが現状。「自治基本条例」というより「まちづくり基本条例」として制定しなおすべきです。（他4件）</p>	<p>憲法92条は、「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨にもとづいて、法律で定める。」として地方自治を保障しています。地方自治の本旨とは、「住民自治」と「団体自治」であり、「住民自治」とは、地方公共団体において、その団体としての意思決定が、住民の意思と責任に基づいて行われることです。本市の自治基本条例は市政への市民の参画や、市民、議会、行政の協働によるまちづくりについて規定していることから、問題はないものと考えています。</p>	③
2	全体	<p>本条例は憲法及び地方自治法の趣旨・精神に逸脱している箇所が散見される。</p>	<p>本条例は、市民・議会・執行部が一体となった議論を経て、議決・制定されたものであり、憲法に抵触していないことは勿論のこと、地方自治法を含めた他の法令等にも違反していないものと考えております。</p>	③
3	第2条	<p>市民の定義は住民だけにしてほしい。第2条市民の定義では住民以外に区域内に通勤、通学する者と区域内で事業を営み、又は活動する個人及びその他の団体まで拡大している。町づくりには、これらの住民以外の方々の参加協力を期待することもあるが、地方自治の原則は住民自治です。「基本条例」である以上基本的な定義を採用してほしい。（他12件）</p>	<p>本条例が規定する、本市における個性豊かで活力に満ちた社会を実現していくためには、本市に係る幅広い人々の参画と協働が必要であるという考えから、「住民」のみならず、本市の区域内に通勤、通学する者あるいは区域内で事業を営む者、地域団体、市民活動団体と定義しております。</p>	③
4	第24条	<p>第35条第3項第1号に「地域の情報を収集し、その情報を区の外に発信すること。」の条文を加えた理由が、解説にある「災害に関する危険箇所等の情報」のことであれば、第24条の努力目標条文の末尾を「図ります。」とすることとする案を提案し、更に別途関連の条例を早急に丁寧に作るべきです。</p>	<p>第35条第3項第1号の「地域の情報」とは、住民による自主的・主体的なまちづくりの取り組みに係る地域情報であり、災害に関する危険箇所等の情報を含めた、それぞれの地域の特性、課題、魅力等であると考えています。</p>	③
5	第28条	<p>第28条の「青少年・子どもが有する市政・まちづくりに参画する権利」を削除してほしい。市政参画の権利は基本的には有権者のみに与えられている権利であり、本条項は違法です。（他12件）</p>	<p>市民に市政・まちづくりへ参画する権利があるのと同様に、青少年・子どもにも参画する権利があると考えております。次世代を担う、青少年・子ども達が、市政・まちづくりに関心を持ち、自分達の将来について考えることは重要なことであり、青少年・子ども達の意見を聞き、それを市政・まちづくりに反映させることは必要なことと考えております。</p>	③

NO	項目	ご意見等の内容	本市の考え方	対応内訳
6	第32条	<p>条文の地域コミュニティ活動及び市民活動について説明されているが、市民公益活動はよく理解できる。しかし、地域コミュニティ活動についてはその準拠集団の特性によっては、都市型村八分を助長する可能性がある。そのため、地域コミュニティ活動の支援については、公共の利益や社会貢献につながるものについて支援ができるものとすべきである。支援の制限が必要である。</p>	<p>地域コミュニティ活動については、第32条に思いやりとふれあいのある住みよい地域となるよう、互いを十分に尊重しながら進めるものと規定しております。</p>	③
7	第34条	<p>3項 (地域コミュニティ活動等の連携) 第34条 地域コミュニティ活動及び市民公益活動を行う市民は、それぞれの活動の特性を生かしながら相互に連携するよう努めます。 2 市長等は、前項の連携が円滑に行われるよう支援します。</p> <p>第34条は、第32条及び第33条共通の条文故に、見出しの部分の「(コミュニティ活動の連携)」を「(地域コミュニティ活動等の連携)」に加筆の文とすべき。</p>	<p>ご意見を踏まえて、「(コミュニティ活動の連携)」を「(地域コミュニティ活動及び市民公益活動の連携)」に修正いたします。</p>	①
8	第35条	<p>改正案第35条に「市議会」の責務を加えてほしい。「区におけるまちづくりは、区の住民が、区長その他のまちづくりに携わる市の職員との協働により行います」とあり「市議会」がない。現行条例前文には「市民、市議会及び市長等が協働して…」とある。(他4件)</p>	<p>区ごとに議会を設置する東京都23区のような特別区ではないため、市議会の役割としては、現行条例に既に規定されており、新たに追加する必要はないと考えています。</p>	③
9	第35条	<p>行政機構の変更である区域により区の設置と区役所の設置問題を自治基本条例に明記し条例化する必要がある。自治基本条例の基本理念では、第3条に地方自治の本旨に基づく住民自治の拡充推進と団体自治の確立を目指すことが明記されている。今回の区と区役所の設置は「団体自治の確立」であり、条例に明記することが住民自治を拡充推進する保障となる。</p>	<p>基本的な考え方として、この条例においては、他の法律や条例で既に規定してある内容については、特に理由がある場合を除き、あらためて盛り込まないこととしており、区の設置等については、地方自治法や他の法令、条例において規定されていることから、今回の改正では、盛り込んでおりません。</p>	③
10	第35条	<p>区における区長と事務処理の役割について、地方自治法第252条20の③で「区の事務所(区役所)の長は市長の補助機関の職員をもって充てる」となって、区長は「市長の権限に属する事務を分掌させたもの」を市長の指示等によって執行し、また区を代表する役割を担うとある。区を代表し、区の事務を処理し、区長としての役割を自治基本条例に明記すべきである。</p>	<p>NO9と同じ</p>	③

NO	項目	ご意見等の内容	本市の考え方	対応内訳
11	第35条	<p>「市政・まちづくり」は自治基本条例検討委員会において大論議をして、「市政の中にハードとソフトのまちづくりは入っている」という結論に達した。改正案の第6章「区におけるまちづくり」の区の活動をまちづくりに一面的に限定していることは、自治基本条例の「市政のまちづくり」への参画を規定した第3条の自治の理念と第4条の自治運営の基本原則、第5条の「市民の権利」、第12条の「市政運営の原則」等から逸脱している。これは「区における区政（市政）・まちづくり」に変更すべきである。</p>	<p>東京都23区とは異なり、本市を含め現在の政令指定都市の区はすべからく行政区であり、市政は区ごとに変わるものではありません。今回の見直しで新たに設けた第6章では、住民自治の実践の場としての区民による主体的なまちづくりを区におけるまちづくりとして位置づけています。</p>	③
12	第35条	<p>第35条では、「区長その他のまちづくりに携わる市の職員との『協働』」と書かれており、理念は正しいと思います。しかし35条3項では、市職員の住民に対する合意形成の留意点を細かく規定しているだけで、全体としてはトップダウンで住民を納得させるためのものという印象を受けます。改正案の条文全体では、市役所の職員の役割をことさら強調したものになっている印象を受けます。もっと、住民の区に対する役割について、踏み込んだ規定を盛り込んで良いような気がします。区長の公選制まではいかなくても、協働する際の連携について理念だけではなく、住民の役割についてきちんと条文で記載すべきです。</p>	<p>第35条の規定は、区の特性に応じ住民の主体的な取り組みによるまちづくりを進めるため、関係者が特に配慮すべき事項をまとめたものであり、市民、市長等の基本的な役割や責務等については、第1章から2章にかけて規定しております。</p>	③
13	第35条	1項	<p>「自主的及び自立的な、区におけるまちづくりを、」は「自主的で自立的な区におけるまちづくりを、」のとおり第32条に準じた表現とすべき。</p>	①
14	第35条	1項	<p>第35条1項の、「区のみちづくり」は「区政（市政）・まちづくり」とすべきである。なぜならば、自治基本条例の「区政（市政）・まちづくり」を統一的一体としてとらえている自治基本条例の見地から逸脱しているからである。</p>	③
15	第35条	1項	<p>「本市において」とは抽象的で具体的にない。具体的に誰が何の目的で何をするのかを明確にしなければ条例として価値がなくなる。</p>	③
16	第35条	2項	<p>「地域のまちづくり」であれば原文通りで良いですが、区におけるまちづくりですので「〇〇と〇〇との」と書いた方がよい。</p>	③

NO	項目	ご意見等の内容	本市の考え方	対応内訳
17	第35条 2項	区の住民と区長その他のまちづくりに携わる市の職員を同列にしているそれぞれの役割が明確でない。	住民の主体的なまちづくりの取り組みを行政が支援していくという協働の関係を規定したいと考えており、このような表現としておりません。基本的な住民（市民）や市の職員の責務については、第6条、第11条の規定のとおりです。	③
18	第35条 2項	「区長その他のまちづくりに携わる市の職員」の「区長」は現在まだ特別職ではありませんし、「まちづくりに携わる市の職員」との表現は「まちづくり推進課」に限定される恐れのみならず、本条文が「（区におけるまちづくり）」に関する条文でもあることから、区長を職長とした職員「区長等職員」との表記が妥当です。	区におけるまちづくり全てが区役所職員のみで行われるものとの誤解を与えないような表現として、「まちづくりに携わる市の職員」と表現しました。「区長」については、その職員の代表的な立場として記載したところです。	③
19	第35条 2項	区におけるまちづくりにおいても、自治基本条例のテーマ「市民参画・協働」を踏襲し、「参画と協働」とすべき。	参画と協働によりまちづくりを推進することは、既に現行条例に記載されています。今回の条例見直しにあたっては、第6章の区におけるまちづくりで、住民の主体的なまちづくりの取り組みを行政が支援していくという協働の関係を追加規定するものです。	③
20	第35条 2項	第35条第2項は区の「住民」だけで「まちづくり」をすすめるという考えで自治基本条例の目的、自治の基本理念、自治運営の基本原則等により市民、議会、市長等による推進の原則からの逸脱であり、自治基本条例の根幹にかかわる問題である。	区におけるまちづくりは、住民だけで進めるものではなく、住民の自主的・主体的な取り組みを、行政が協働し、また、積極的に支援しながら進めていくものと捉えています。	③
21	第35条 3項	第35条3③地域における課題の解決に向けて関係者の合意形成と迅速な問題解決に勤めること。現状の市政理念・市政執行の過程で、問題解決に向けての強い意思決定を表現する事によって、住民の福祉向上に迅速に対応する意思表示がより強く伝わり、市政執行の実践行動力を促す事になる。	ご指摘のとおり、市政運営において迅速な課題解決に努めることは大変重要であります。住民主体の区におけるまちづくりにおいては、迅速性が求められるものがある一方で、時間をかけて住民等が合意形成を図り課題解決を図るべきものもあると考え、ここでは合意を形成していく過程を重視しこのように表現しております。	②
22	第35条 3項	「地域の情報を収集し、その情報を区の内外に発信すること。」は「必要な地域の情報を収集し、その情報を共有すること。」に変更すべき。原文のままでは、地域の情報が何でも収集され、内外に発信されるようで、恐れと共に違和感があり、収集すべきは「必要な地域の情報」と目的に沿った情報と限定的表現とし、まちづくりにおいては「区の内外に発信する」のでなく、「情報を共有」に止めるべきです。	ここでいう「地域の情報」とは、住民による自主的・主体的なまちづくりの取り組みに係る地域情報であり、それぞれの地域の特性、課題、魅力などです。これらの地域の情報を、収集するとともに、広く発信することを、住民及びまちづくりに携わる市の職員が留意すべきことの一つとして規定しております。	③

NO	項目	ご意見等の内容	本市の考え方	対応内訳
23	第35条 3項	第35条3項第1号の地域の情報について、収集はしてもその情報が正しいものであるかどうかの調査及び当事者への確認したものを発信すべきである。情報の正否の調査確認が必要である。	ご指摘については、本条例に基づき区のまちづくりを進めていく上で留意すべき事項と考えております。	④
24	第35条 3項	「次の事項を「考慮」して取りくむ。」＝「よく考えて取りくむ」。これでは条例に遠く、これでは活動報告、活動方針と見間違う。	第35条第3項については、区の住民による主体的なまちづくりを進めていく上で考慮すべき事項として、地域情報の収集・発信（第1号）、地域課題の把握（第2号）、課題解決に向けた合意形成（第3号）、多様な主体との連携（第4号）の4つの項目を、まちづくりの原則の範囲で踏みこんで具体的に規定したところです。	③
25	第35条 3項	第35条3④地域における多様な個人・主体と連携すること。第4号では、「地域団体や市民活動団体、事業者等、多様な主体と連携することについて定めている。」とあるが、市民、住民個人の活動が埋没している条例文と解釈する。市民住民の個人の人格権も明確に表記すべきである。	第35条第2項において、区におけるまちづくりは住民が主体的に取り組むよう努めることとし、この第2項を受けた第3項における第4号では主体である「住民＝個人」と多様な主体と連携するということを規定しています。なお、説明の具体的記載はありませんが、多様な主体に個人が排除されることはなく、個人が取り組む地域におけるまちづくり活動も当然尊重されるものと考えております。	③
26	第36条	第36条市長等は、区におけるまちづくりを推進するために、社会基盤の整備や必要な組織体制及び人員体制の整備並びに予算の確保に勤めます。現状は、区政でのまちづくり理念が、ソフト面だけの予算執行だけに規制されており、一年目が一千万円、二年目が二千万円であり、身近な問題点の工事経費執行は管轄外となっている。地域に密着した区役所制度であれば、一定限度の社会基盤整備経費を認める事によって、区役所制度が、市民住民にとって身近なものになる。	第36条において市長等による組織体制の整備等の規定を盛り込んでおり、現在、効率的かつ質の高い住民サービスを提供していくため、本庁と区役所の機能分担など区役所のあり方の見直しを検討しているところです。ご意見については、これらの検討を進める上で、参考にさせていただきます。	④

NO	項目	ご意見等の内容	本市の考え方	対応内訳
27	第34条 第35条 第36条	<p>改正案には重大な問題点が多くあり、全国的に注目されたときに、その批判に耐えられるものではないと考えます。最大の問題は、自治基本条例の基本理念と基本概念を否定修正して自治基本条例の主旨、精神、根幹の概念から逸脱していることです。自治基本条例の主旨、精神、内容、原則に立ちかえって、よく考えて見当すべきと考えます。私の改正条例案を提案します。検討して説明責任を果たして下さい。</p> <p>〈区及び区役所の設置〉 熊本市は区域を適正な規模の区域に分けて、身近な行政サービスを効率的、効果的かつ総合的に提供し、情報共有と参画協働により市民の満足度を高め、暮らしやすく、住みよい持続可能な地域社会を築くため、それぞれの区域を単位として区を設け区役所を置きます。</p> <p>〈区長の設置及び役割〉 1.区役所にその長として区長を区役所にいける事務を処理します。 2.区長は前条に定める区及び区役所の設置目的を達成するために、次に掲げる役割を担います。 (1)区長は区における課題を的確に把握し、情報共有と区・市政参画協働により、その迅速な解決に努めます。 (2)区長は区における便利で快適で市民の満足度を高める行政サービスを効率的、効果的かつ総合的に提供します。 (3)区長は市民・区民に対して説明責任を果たすと共に、市民活動を尊重し、その活動に対して支援を行います。</p> <p>〈区における市民の区政（市政）とまちづくり活動〉 1.市民（区民）は自主的、自立的に地域の要求、要望等を取りあげ、討論をして地域の課題を発見し、その課題について調査研究を進めます。 2.市民（区民）は他の地域、市民団体等と情報を交換共有し、協力して課題の解決のため、区長、市長と協働して区、市における住民自治を推進します。</p> <p>〈必要な組織の整備等〉 市長は区長が前項第2項の役割を的確に果たすことができるように、必要な組織、機能等の整備及び予算の確保に努めます。 第36条の条文は以下のようにすべきである。 市長は区長が本来の区長の役割を的確に果たすことができるように、必要な組織、機能等の整備及び予算の確保に努めます。</p> <p>第5章 コミュニティ論 第34条は必要ない。なぜならば、自治基本条例の第32条と第33条で言われているからである。第32条の「市民相互の協力」による市民相互の連携も協働も同じ内容のものである。第32条、第33条で十分で、わざわざ第34条を加える必要はない。</p>	<p>これまで申し上げたとおり、今回の条例見直しにあたっては、自治推進委員会からの答申、さらに第42条（現行条例では39条）に基づく市民参画の一つである条例見直し委員会の設置を経てこれまで具体的な改正内容について検討を重ね、最終的に市として今回お示ししている改正条文素案として取りまとております。また、具体的な提案についても、他の法令等で規定されているものや、条文で既に規定している事柄については、改めて規定していません。</p>	③

NO	項目		ご意見等の内容	本市の考え方	対応内訳
28	第38条		熊本市民以外の外部のものに対して、住民投票その他の活動を制限する。	住民投票の請求に関しては、地方自治法の規定に準じて、第2条で規定する、「住民 本市の区域内に住所を有する者」に限っております。	②
29	第38条		第35条（改正案38条）は住民投票の請求を有権者の50分の1以上の連署、市議会議員の発議を定数の12分の1以上の賛成と定めているが、地方自治法の定める要件を大幅に緩和している。「地方自治法の規定による」と書いてほしい。（他8件）	住民投票を実施するためには、案件毎に条例を定めることが必要としております。また、その住民投票を行うための条例の制定に関して、地方自治法第74条の条例制定の請求権や同法112条の議員の議案提出権に沿って規定しており、地方自治法の要件を緩和してはおりません。	②
30	第40条	1項	自治推進委員会は市議会内に設置してほしい。第37条（改正案40条）で本市自治の推進を図るため、市長の付属機関として自治推進委員会を設置すると定めているが、自治の推進状況をチェックする機能は行政府ではなく市民の代表である市議会が負うべきです。（他8件）	自治推進委員会は、市長の附属機関として市長の諮問に基づき、自治運営の基本原則である「情報共有」、「参画」、「協働」の取り組みについて審議し提言等を行っております。一方、市議会につきましては、市の予算や重要な事柄を審議し意志決定をするとともに、執行機関を監視するという役割を担っております。このように、市長と市議会がそれぞれの役割を果たしながら本市の自治が推進されているところであります。	③
31	第41条		第38条（改正案第41条）「最高規範性」を削除してほしい。全ての条例が熊本市議会で、多数決により民主的に制定されたものです。同等であるべき自治基本条例が他の条例に対して最高規範性をもつという条文は、秩序破壊、議会制民主主義の形骸化を招くものです。（他13件）	個々の条例は法体系上すべて同等であることはご指摘のとおりですが、最高規範性に関する規定を含め、本条例については、市民・議会・執行部が一体となった議論を経て、市議会において全会一致の賛成で議決、制定されています。	③
32	第41条	1項	各主管局管轄の膨大な現行条例・施行規則・細則等が、熊本市憲法条例理念等に適合適正な条文か、また、運営上適合性に問題ないかなど、まったく検証されていないと思われる。仮に検証されていても情報共有されていない。早急に迅速に実施すべきである。	平成24年4月1日の施行以降、条例41条（現行条例では38条）に基づき、他の条例・計画などの制定や改正に併せて、本条例との整合性が図れているのか担当課（市民協働課）において確認を行っています。確認した結果、見直し等の必要が生じた場合には、本条例に基づく市民参画の手続き等を踏まえ実施して参ります。	④
33	第42条	1項	条例制定時に「4年後に見直す」と定めたのは、このままで問題がないかチェックするためなのに、その検討が一切ないのは何故なのか。	条例制定4年後において、自治推進委員会において検討を開始しております。その後、当委員会の答申を受けて、具体的な条例改正を検討するため自治基本条例見直し委員会を設置し、作業を進め、今回の改正案を策定したところであります。	②

NO	項目	ご意見等の内容	本市の考え方	対応内訳
34	その他	<p>自治基本条例の中の、（コミュニティ活動）第34条関係の区政の検討見直し追加のみであるが、自治基本条例から誕生した「市民参画と協働の推進条例」の第4章コミュニティ活動の条例に対する区政のあり方は、このままで区政制度に対する分析審査審議が欠落している。敢えて、熊本市憲法を見直すのであれば、それに伴う「市民参画と協働の推進条例」と「オンブズマン条例」も、区政による適合性を見直す事が急務である。</p>	<p>自治基本条例の見直しと並行して、関連する「市民参画と協働の推進条例」の条文につきましても、見直しの必要性について検討し、その結果、現時点では特に見直すべき点はないものと考えております。また、オンブズマン制度についても同様です。</p>	⑤
35	その他	<p>「熊本市総合計画『湧』」と「熊本市環境総合計画」の区政によるきめ細やかな施策の見直しも、早急迅速に実施すべきである。中途半端な条例改正見直しは、熊本市市政執行に混乱を招く事になる。</p>	<p>これまで、条例の規定に基づいて、他の条例や計画などの制定や改正などを行う際には、本条例との整合性について必ず確認しています。今後とも、そのように実施していきます。また、市総合計画や市都市マスタープランなどについては、既に政令指定都市移行や区の設置にあわせて改定を行っております。</p>	⑤